

居住用不動産処分許可の申立てについて

長崎家庭裁判所

1 はじめに

被後見人等の居住用不動産を処分する(売却, 抵当権設定など)必要がある場合は、必ず事前に家庭裁判所に居住用不動産の処分許可の申立てをして、その許可を得る必要があります(「成年後見人のためのQ & A」参照)。

居住用不動産とは、①被後見人等が現に居住していたり、②過去に居住していたことがあったり、③今後、居住する可能性のある居宅及びその敷地のことをいいます。

以下、申立てに必要な書類等を記載しますが、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、居住用不動産の処分を許可された場合、その処分結果についての報告をお願いすることになりますので、その点もご了承ください。

2 申立てにあたって必要なもの

チェック	書類等	特記事項
<input type="checkbox"/>	居住用不動産処分許可申立書	
<input type="checkbox"/>	申立人の住民票又は戸籍附票	既に提出され、記載内容に変更がない場合は、提出不要です。
<input type="checkbox"/>	本人の住民票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	処分する不動産の全部事項証明書	・既に提出され、記載内容に変更がない場合は、提出不要です。 ・賃貸借契約解除の場合は、提出不要です。
<input type="checkbox"/>	不動産売買契約書案	
<input type="checkbox"/>	売却の場合 固定資産税評価証明書	
<input type="checkbox"/>	査定書	
<input type="checkbox"/>	抵当権設定契約書案	
<input type="checkbox"/>	抵当権設定の場合 金銭消費貸借契約書案	
<input type="checkbox"/>	(保証委託の場合) 保証委託契約書案	
<input type="checkbox"/>	取り壊しの場合 見積書	
<input type="checkbox"/>	賃貸の場合 賃貸借契約書案	
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約解除の場合 解約、解除届	
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書	

3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙800円分	申立手数料
<input type="checkbox"/>	郵便切手(右記のとおり)	84円×1枚、10円×5枚、5円×1枚、1円×1枚 (合計140円)